

「総合特区支援利子補給金関係手続の手引き」新旧対照表

新	旧
<p>令和4年1月版</p> <p>1. 総合特区支援利子補給金の概要</p> <p>(1) 制度概要</p> <p>(略)</p> <p><指定金融機関の指定要件></p> <p><u>①地域協議会の構成員であること、②経理的基礎を有すること、③指定を受けた日から3年以内に利子補給契約に係る貸付けを行うことが見込まれること、④総合特別区域法施行規則（以下「規則」という。）第6条各号に掲げる事業に対する貸付実績があること又は地域活性化の取組を推進していること</u></p> <p>(④は地域活性化総合特区のみ)</p> <p>(2) 総合特区利補の基本的事項</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 国際戦略総合特区支援利子補給金及び地域活性化総合特区支援利子補給金を同一事業に対して併用することはできません。また、総合特区利補と国による他の利子補給金制度及び利子補給金制度に類する制度との併用はできません。</p> <p>④ 総合特区利補の利子補給金支給額については、各年度の予算の範囲内で対応することとしていますので、ご要望の内容や時期より、対応できない場合もあります。総合特区利補の募集に関する情報については本手引きによるほか、内閣府ホームページ (https://www.chisou.go.jp/tiiki/sogotoc/sien/index.html) でお知らせしますので、併せてご確認ください。</p>	<p>令和3年1月版</p> <p>1. 総合特区支援利子補給金の概要</p> <p>(1) 制度概要</p> <p>(略)</p> <p><指定金融機関の指定要件></p> <p><u>地域協議会の構成員であることに加え、①経理的基礎を有すること、②指定を受けた日から3年以内に利子補給契約に係る貸付けを行うことが見込まれること、③地域活性化に係る事業に対する貸付実績があること又は地域活性化の取組を推進していること</u> (③は地域活性化総合特区のみ)</p> <p>(2) 総合特区利補の基本的事項</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 国際戦略総合特区支援利子補給金及び地域活性化総合特区支援利子補給金を同一事業に対して併用することはできません。また、総合特区利補と国による他の利子補給金制度及び利子補給金制度に類する制度との併用はできません。<u>なお、総合特区利補と地方公共団体が単独事業として実施する利子補給金制度又は低利融資制度との併用は可能となっています。その場合には、必ず、事前に内閣府に相談してください。</u></p> <p>④ 総合特区利補の利子補給金支給額については、各年度の予算の範囲内で対応することとしていますので、ご要望の内容や時期より、対応できない場合もあります。総合特区利補の募集に関する情報については本手引きによるほか、<u>年4～5回設けている集中受付期間に合わせ、</u>内閣府ホームページ (https://www.chisou.go.jp/tiiki/sogotoc/sien/index.html) でお知らせしますの</p>

新	旧
<p>⑤～⑦ (略)</p> <p>2. 総合特区支援利子補給金の支給手続</p> <p>(1) 手続の流れ(全体)</p> <p>(略)</p> <p>(2) 利子補給金の支給までの各段階の手続</p> <p>① 認定申請のための地域協議会、認定申請手続及び総合特区計画の同意条件 i)・ii) (略)</p> <p>iii) 総合特区計画の記載項目と総合特区計画の同意条件(総合特別区域基本方針第五5①ii)及びiii))</p> <p>総合特区利補を活用するためには、地域協議会での協議を踏まえ、総合特区計画に次の項目について記載が必要となります。</p> <p>ア) (略)</p> <p>イ) 当該特別の措置を受けようとする者</p> <p>(略)</p> <p>利子補給金を適用する区域として、総合特区の区域内に包含される、より小さな区域を設定する場合には、これを表示した図を添付してください。この場合、<u>総合特別区域指定申請関係手続の手引き</u>における別添4、別添5等をご参照ください。</p> <p>総合特区計画の同意条件としては、総合特区計画に記載される金融機関が、地域協議会の構成員となっていることに加え、<u>利子補給金の支給対象となる金融機関</u>(1.(1)参照)であることとなります。</p> <p>最新の当該計画認定申請に係る協議会を行った時点以降の地域協議会構成員一覧を添付してください。「地域協議会の協議の概要」に記載された構</p>	<p>で、併せてご確認ください。</p> <p>⑤～⑦ (略)</p> <p>2. 総合特区支援利子補給金の支給手続</p> <p>(1) 手続の流れ(全体)</p> <p>(略)</p> <p>(2) 利子補給金の支給までの各段階の手続</p> <p>① 認定申請のための地域協議会、認定申請手続及び総合特区計画の同意条件 i)・ii) (略)</p> <p>iii) 総合特区計画の記載項目と総合特区計画の同意条件(総合特別区域基本方針第五5①ii)及びiii))</p> <p>総合特区利補を活用するためには、地域協議会での協議を踏まえ、総合特区計画に次の項目について記載が必要となります。</p> <p>ア) (略)</p> <p>イ) 当該特別の措置を受けようとする者</p> <p>(略)</p> <p>利子補給金を適用する区域として、総合特区の区域内に包含される、より小さな区域を設定する場合には、これを表示した図を添付してください。この場合、<u>指定申請書手引き</u>における別添4、別添5等をご参照ください。</p> <p>総合特区計画の同意条件としては、総合特区計画に記載される金融機関が、地域協議会の構成員となっていることに加え、<u>利子補給金の支給対象とできる金融機関</u>であることとなります。</p> <p>最新の当該計画認定申請に係る協議会を行った時点以降の地域協議会構成員一覧を添付してください。「地域協議会の協議の概要」に記載された構成員の内容が、最新の構成員一覧を示す場合には、これをもって代えること</p>

新	旧
<p>成員の内容が、最新の構成員一覧を示す場合には、これをもって代えることができます。</p> <p>(以下略)</p> <p>ウ) (略)</p> <p>エ) 該当事業種別 (対象事業項目)</p> <p>ウ) の記載内容を踏まえ、<u>規則第 3 条又は第 6 条</u>に規定されている事業種別から、指定金融機関の貸付けの対象に該当するものを選択の上記載してください。(以下略)</p> <p>② 金融機関の指定申請手続</p> <p>i) (略)</p> <p>ii) 指定金融機関の指定要件</p> <p>ア) (略)</p> <p>イ) 地域活性化総合特区における指定要件 (総合特別区域法第 56 条、規則第 37 条)</p> <p>a) (略)</p> <p>b) <u>規則第 6 条各号に掲げる事業</u>に対する貸付実績があること又は地域活性化の取組を推進するものとして次の取組のいずれかを実施していること (略)</p> <p>c)・d) (略)</p> <p>(以下略)</p> <p>iii) 手続書類 (規則第 25 条又は第 41 条)</p> <p>(略)</p> <p>指定申請書には、以下 a)～f) の書類を添付する必要があります。(以下略)</p>	<p>ができます。</p> <p><u>なお、利子補給金の支給対象とできる金融機関は前記 1. (1) <利子補給金の支給の対象となる金融機関>のとおりです (p 3～p 4、規則第 4 条又は第 7 条)。</u></p> <p>(以下略)</p> <p>ウ) (略)</p> <p>エ) 該当事業種別 (対象事業項目)</p> <p>ウ) の記載内容を踏まえ、<u>総合特別区域法施行規則 (以下「規則」という。)</u>第 3 条又は第 6 条に規定されている事業種別から、指定金融機関の貸付けの対象に該当するものを選択の上記載してください。(以下略)</p> <p>② 金融機関の指定申請手続</p> <p>i) (略)</p> <p>ii) 指定金融機関の指定要件</p> <p>ア) (略)</p> <p>イ) 地域活性化総合特区における指定要件 (総合特別区域法第 56 条、規則第 37 条)</p> <p>a) (略)</p> <p>b) <u>地域活性化に係る事業</u>に対する貸付実績があること又は地域活性化の取組を推進するものとして次の取組のいずれかを実施していること (略)</p> <p>c)・d) (略)</p> <p>(以下略)</p> <p>iii) 手続書類 (規則第 25 条又は第 41 条)</p> <p>(略)</p> <p>指定申請書には、以下 a)～f) の書類を添付する必要があります。(以下略)</p>

新	旧
<p>a) ~d) (略)</p> <p>e) <u>規則第6条各号に掲げる事業</u>に対する貸付実績があること又は地域活性化の取組を推進していることを証する書類 具体的には、<u>次の資料のうち1つ</u>を提出してください。</p> <p>(略)</p> <p>・金融機関又は金融機関が出資するシンクタンク等が、<u>地域活性化総合特区に係る地域の経済や社会</u>について調査・分析活動を実施し、結果を公表していることを確認できる資料として、<u>当該機関が発行している「経済レポート（月例調査等）」</u>又は「報告書」など</p> <p>(略)</p> <p>指定要件のうち、「<u>規則第6条各号に掲げる事業</u>に対する貸付実績があること又は地域活性化の取組を推進していること」については、この部分の資料に基づき判断することとなることに留意してください。</p> <p>f) その他参考となる事項を記載した書類 金融機関の組織体制を確認するため、金融機関の組織図、国際戦略総合特区支援貸付事業又は地域活性化総合特区支援貸付事業を統括する部局（部局名、構成人数）及び連絡先（担当者名、TEL、電子メールアドレス）などが分かる資料を提出してください。なお、電子メールアドレスは、可能な限り担当部署など組織に割り当てられたものとしてください。</p> <p>(以下略)</p> <p>iv) (略)</p> <p>③ 事業者推薦の手続 i) 手続の概要</p>	<p>a) ~d) (略)</p> <p>e) <u>地域活性化に係る事業</u>に対する貸付実績があること又は地域活性化の取組を推進していることを証する書類 具体的には、<u>当該総合特別区域における、次の該当する資料のうち1つ</u>を提出してください。</p> <p>(略)</p> <p>・金融機関又は金融機関が出資するシンクタンク等が、<u>当該地域の経済や社会</u>について調査・分析活動を実施し、結果を公表していることを確認できる資料として、<u>当該期間が発行している「経済レポート（月例調査等）」</u>又は「報告書」など</p> <p>(略)</p> <p>指定要件のうち、「<u>地域活性化に係る事業</u>に対する貸付実績があること又は地域活性化の取組を推進していること」については、この部分の資料に基づき判断することとなることに留意してください。</p> <p>f) その他参考となる事項を記載した書類 金融機関の組織体制を確認するため、金融機関の組織図、国際戦略総合特区支援貸付事業又は地域活性化総合特区支援貸付事業を統括する部局（部局名、構成人数）及び連絡先（担当者名、TEL、<u>FAX</u>、電子メールアドレス）などが分かる資料を提出してください。なお、電子メールアドレスは、可能な限り担当部署など組織に割り当てられたものとしてください。</p> <p>(以下略)</p> <p>iv) (略)</p> <p>③ 事業者推薦の手続 i) 手続の概要</p>

新	旧
<p>(略)</p> <p>なお、事業者推薦の手続については、審査事務の効率化及び予算の適切な執行のため、<u>年5回の集中受付期間</u>を設けています。具体的な受付期間や留意事項については内閣府ホームページでご案内しますので、<u>各回の申請前に必ず確認のうえ推薦申請書を提出してください。</u></p> <p>ii) (略)</p> <p>iii) 手続書類 <u>(要綱第4条及び第5条)</u></p> <p>ii) の事前審査が完了した場合、<u>ア)、イ)</u>の書類をご提出いただきます。</p> <p>ア)・イ) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(以下略)</p> <p>iv) 留意事項</p> <p>ア) (略)</p> <p>イ) 確認書発行 (要綱第4条第2項)</p> <p>事業者は、<u>指定金融機関と事前に調整のうえ、認定地方公共団体に対して確認書の発行を依頼してください。</u>認定地方公共団体は、推薦申請書(写)の提出をうけ、総合特区計画の推進に資する事業を実施する事業者として認められる場合に、確認書を発行してください。</p> <p>(以下略)</p> <p><u>ウ) 事業者推薦の審査</u></p> <p><u>事業者推薦の審査においては、主に以下の点を確認します。</u></p> <p>a) <u>規則第3条各号又は第6条各号に掲げる事業のうち、認定総合特区計画に記載されている事業であること</u></p> <p>b) <u>認定総合特区計画の目標達成に資する事業であること</u></p> <p>c) <u>融資期間が融資実行日から5年以上であること</u></p> <p>d) <u>国による他の利子補給制度及び利子補給制度に類する制度との併用はし</u></p>	<p>(略)</p> <p>なお、事業者推薦の手続については、審査事務の効率化及び予算の適切な執行のため、<u>年4～5回の集中受付期間</u>を設けています。具体的な受付期間や留意事項については内閣府ホームページでご案内しますので、<u>確認のうえ推薦申請書を提出してください。</u></p> <p>ii) (略)</p> <p>iii) 手続書類 <u>(要綱第4条、要綱第5条)</u></p> <p>ii) の事前審査が完了した場合、<u>ア)～ウ)</u>の書類をご提出いただきます。</p> <p>ア)・イ) (略)</p> <p><u>ウ) 指定金融機関の指定通知書の写し</u></p> <p>(以下略)</p> <p>iv) 留意事項</p> <p>ア) (略)</p> <p>イ) 確認書発行 (要綱第4条第2項)</p> <p>事業者は、<u>地域協議会の構成員である指定金融機関と事前に調整のうえ、認定地方公共団体に対して確認書の発行を依頼してください。</u>認定地方公共団体は、推薦申請書(写)の提出をうけ、総合特区計画の推進に資する事業を実施する事業者として認められる場合に、確認書を発行してください。</p> <p>(以下略)</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p><u>ないこと</u> このほか、以下の点に留意してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>土地購入費については、建物の建築や機械装置の導入と併せて行われる事業に限り利子補給対象となります。また、例えば、事業所兼自宅の自宅部分、対象事業項目に該当する商品と非該当の商品の両方を生産する工場の非該当商品部分に係る費用などは、利子補給対象外となります。</u> ・<u>融資形態について、例えば、プロジェクトファイナンス、ストラクチャードファイナンス、SPCへの融資、親会社又はファイナンス子会社が一括調達する場合、リース会社への融資、投資事業会社又は投資事業組合への融資なども、なるべく幅広く利子補給対象となるよう運用します。この場合、利子補給対象となるかの確認に時間を要しますので、可能な限り早い段階での相談をお願いします。</u> <u>なお、いわゆる「つなぎ融資」は、融資期間が5年を下回る蓋然性が高いため、対象外とします。推薦通知書の受領後に実行したつなぎ融資を5年以上の長期融資に切り替える場合に、当該長期融資を利子補給対象とします。</u> ・<u>繰上返済等により融資期間が5年未満となることが予定されている融資は対象外となります。</u> ・<u>地方公共団体が単独事業として実施する利子補給制度や国・地方公共団体の補助金との併用は、総合特区利補との併用の制限がなければ可能ですが、この場合、併用の趣旨等を確認しますので、推薦申請書の「その他特記事項」欄に詳細を記載してください。</u> <p>エ)・オ) (略)</p> <p>カ) <u>事業者推薦前の事業の開始・融資契約</u> (略)</p> <p>また、指定金融機関と事業者の間で融資契約を締結していなかったとし</p>	<p>ウ)・エ) (略)</p> <p>オ) <u>事業者推薦前の事業の開始・融資契約</u> (略)</p> <p>また、指定金融機関と事業者の間で融資契約を締結していなかったとし</p>

新	旧
<p>ても、事業者推薦前に利子補給の対象となる事業が開始されていた場合についても、原則、総合特区利補の対象とすることはできません。なお、事業の開始とは、工場建設であれば建設工事の開始を、機械装置の導入であれば当該機械装置の据付をいいます。<u>事業者推薦前の事業の開始について、判断が難しい案件がある場合は、可能な限り早い段階での相談をお願いします。</u></p> <p>キ)・ク) (略)</p> <p>ⅴ) 割当額の調整等</p> <p>事業者推薦の申請受付後、内閣府は、申請内容、予算の執行状況等を踏まえ、利子補給の対象となる融資額（以下「割当額」という。）を暫定的に算定し、指定金融機関に通知します。また、<u>原則として事業者推薦後に、確定した割当額を通知します。</u></p> <p>割当額の算定に当たっては、次のとおり、利子補給金の活用実績や申込状況等を踏まえ必要な調整を行いますので、ご留意ください。なお、この場合、実際の融資額を割当額に合わせて変更する必要はありません。<u>割当額に合わせて変更する場合には、変更後の融資額をもとに再度割当額の調整を行い、改めて割当額を通知することになります。</u></p> <p>ア) 利子補給金の活用実績を踏まえた取扱い</p> <p>過去に総合特区利補を活用したことがある事業者については、融資予定額に0.8を乗じた額を割当額の計算に用います（<u>百万円未満の端数切捨て</u>）。</p> <p>イ) 達成済み数値目標を掲げた場合の取扱い</p> <p>総合特区計画に掲げる達成済みの数値目標と同様の目標を掲げる事業を実施する事業者について、融資予定額に0.8を乗じた額を割当額の計算に用います（<u>百万円未満の端数切捨て</u>）。</p> <p>ウ) 融資額が多額な案件の取扱い</p> <p>事業者推薦の集中受付期間ごとに募集額を定めて申込みを受け付けますが、募集額を上回る申込みがあった場合、融資額が多額な案件を中心に割当</p>	<p>ても、事業者推薦前に利子補給の対象となる事業が開始されていた場合についても、原則、総合特区利補の対象とすることはできません。なお、事業の開始とは、工場建設であれば建設工事の開始を、機械装置の導入であれば当該機械装置の据付をいいます。</p> <p>カ)・キ) (略)</p> <p>ⅴ) 割当額の調整等</p> <p>事業者推薦の申請受付後、内閣府は、申請内容、予算の執行状況等を踏まえ、利子補給の対象となる融資額（以下「割当額」という。）を暫定的に算定し、指定金融機関に通知します。また、事業者推薦後に、確定した割当額を通知します。</p> <p>割当額の算定に当たっては、次のとおり、利子補給金の活用実績や申込状況等を踏まえ必要な調整を行いますので、ご留意ください。なお、この場合、実際の融資額を割当額に合わせて変更する必要はありません。</p> <p>ア) 利子補給金の活用実績を踏まえた取扱い</p> <p>過去に本利子補給金を活用したことがある事業者については、融資予定額に0.8を乗じた額を割当額の計算に用います。</p> <p>イ) 達成済み数値目標を掲げた場合の取扱い</p> <p>総合特区計画に掲げる達成済みの数値目標と同様の目標を掲げる事業を実施する事業者について、融資予定額に0.8を乗じた額を割当額の計算に用います。</p> <p>ウ) 融資額が多額な案件の取扱い</p> <p>事業者推薦の集中受付期間ごとに募集額を定めて申込みを受け付けますが、募集額を上回る申込みがあった場合、融資額が多額な案件を中心に割当</p>

新	旧
<p>額の調整を行います。多額となる金額や具体的な調整方法は、内閣府ホームページでご案内します。</p> <p>エ) (略)</p> <p>④ 利子補給契約の手続</p> <p>i) (略)</p> <p>ii) 手続書類 <u>(要綱第6条及び第7条)</u></p> <p>申込み時には次の書類をご提出いただきます。</p> <p>ア) (略)</p> <p><u>イ) 利子補給契約申込時チェックリスト</u></p> <p><u>ウ) ~オ) (略)</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>申込書及び添付書類を電子メールで提出する場合には、PDF形式の文書 <u>(計算表はExcel形式)</u> を可能な限りZIPファイルにまとめてメールに添付し、送信してください。</p> <p>※注意点は次のとおりです。</p> <p>ア) (略)</p> <p><u>ウ) 指定金融機関が推薦事業者に対し貸付けを実施した貸付契約書の写し</u></p> <p>利子補給契約の締結に係る貸付けの実行済みの貸付契約書全体の写しを添付してください。貸付契約書の写しでは、貸付日、貸付先、<u>貸付額、資金用途、貸付金利(固定・変動の別や変動の場合における金利更改時期を含みます。)</u> <u>その他の条件を確認します。これらの情報が別文書(特約書等)に記載されている場合には、それも添付してください。</u>シンジケートローン等の単一の証書貸付ではない貸付契約書の場合は、上記の情報が記載されて</p>	<p>額の調整を行います。多額となる金額や具体的な調整方法は、<u>集中受付期間開始前に</u>内閣府ホームページでご案内します。</p> <p>エ) (略)</p> <p>④ 利子補給契約の手続</p> <p>i) (略)</p> <p>ii) 手続書類 <u>(要綱第6条、要綱第7条)</u></p> <p>申込み時には次の書類をご提出いただきます。</p> <p>ア) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>イ) ~エ) (略)</u></p> <p><u>オ) 総合特区支援利子補給金支給対象事業者の推薦通知書の写し</u></p> <p><u>カ) 総合特区支援利子補給金支給対象事業者の推薦申請書の写し</u></p> <p><u>キ) 割当額の通知の写し</u></p> <p>申込書及び添付書類を電子メールで提出する場合には、PDF形式の文書を可能な限りZIPファイルにまとめてメールに添付し、送信してください。</p> <p>※注意点は次のとおりです。</p> <p>ア) (略)</p> <p><u>イ) 指定金融機関が推薦事業者に対し貸付けを実施した貸付契約書の写し</u></p> <p>利子補給契約の締結に係る貸付けの実行済みの貸付契約書全体の写しを添付してください。貸付契約書の写しでは、貸付日、貸付先、<u>資金用途、貸付額、金利その他の条件等</u>を確認します。シンジケートローン等の単一の証書貸付ではない貸付契約書の場合は、上記の情報が記載されている資料を提出してください。また、<u>利子補給金の額</u>を差し引いた金利で貸付契約を締結している場合は、利子補給金適用前の金利が記載されている資料を提出</p>

新	旧
<p>いる資料を提出してください。また、<u>利子補給率を差し引いた金利で貸付契約を締結している場合は、利子補給金適用前の金利が記載されている資料を提出してください。</u></p> <p><u>なお、利子補給対象融資額とそれ以外の融資額を分けて契約を締結している場合には、利子補給対象以外に係る貸付契約書の写しも提出してください。</u></p> <p><u>エ)・オ)</u> (略)</p> <p>iii) 留意事項 (削る)</p> <p><u>ア) 融資条件</u> (削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>してください。</p> <p><u>ウ)・エ)</u> (略)</p> <p>iii) 留意事項</p> <p><u>ア) 融資形態</u></p> <p><u>典型的な融資形態だけではなく、新しい金融手法を取り入れた融資についても、なるべく幅広く利子補給金の対象となるように運用します。利子補給金の対象とすることが可能と考えている融資形態について例示すると次のとおりです。プロジェクトファイナンス、ストラクチャードファイナンス、PFI事業又はSPCに対する融資、親会社又はファイナンス子会社が一括調達する場合、リース会社向け融資、投資事業会社又は投資事業組合への融資、等。これらの場合、利子補給金の対象となるか確認する必要が生じることも想定され、内容の確認に時間を要しますので、可能な限り早い段階で内閣府へ相談をお願いします。</u></p> <p><u>なお、いわゆる「つなぎ融資」は、融資期間が5年を下回る蓋然性が高いため、対象外とします。推薦通知書の受領後に実行したつなぎ融資を5年以上の長期融資に切り替える場合に、当該長期融資を利子補給対象とします。</u></p> <p><u>イ) 融資条件</u></p> <p><u>利子補給金の対象となる融資の条件は、極力幅広く対象となるように運用しますが、次の点に留意してください。</u></p> <p><u>・貸付額は、利子補給金の予算の範囲内で対応します。</u></p> <p><u>・事業者推薦前に融資(当該融資を事業者推薦後に借り換えた融資等、事業</u></p>

新	旧
<p>・金利条件は、固定金利でも変動金利でも構いません。また、<u>信用保証協会による信用保証が付された貸付けについても、総合特区利補を活用することは可能です。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(略)</p> <p>・利払日は単位期間内に1回以上となるようにしてください。(ただし、<u>初回及び最終回の単位期間は除きます。また、利払日が休日の場合に支払日を翌営業日とする契約を行う場合は、利息の計算日が単位期間内であれば、実際の利息の支払日が単位期間外になることは差し支えありません。</u>)</p> <p>(略)</p> <p>・<u>事業者との融資契約において、利子補給対象融資額とそれ以外の融資額を分けて契約を締結する場合には、特段の合理的な理由がなければ、融資率は同一条件にしてください。</u></p>	<p><u>者推薦前に行われた融資と実質的に同じものと評価されるものも含まれます。)が行われた事業を総合特区利補の対象とすることはできません。また、原則として、事業者推薦前に開始していた事業を総合特区利補の対象とすることはできません。なお、土地購入費については、当該土地を活用した建物、機械装置などの設備投資も行われる事業であれば貸付けの対象とすることは可能ですが、その場合には、必ず内閣府に事前に確認してください。</u></p> <p>・金利条件は、固定金利でも変動金利でも構いません。また、<u>地方公共団体が単独事業として実施する利子補給制度との併用も可能ですが、併用する場合は、全ての利子補給制度適用後の金利を確認させていただく必要があります。</u></p> <p>・<u>融資期間は、利子補給金の支給期間が融資後5年間としていますので、5年以上としてください。据置期間の設定は特に制限をしていません。なお、融資期間が5年未満となる場合(繰上弁済等により実質的に融資期間が5年未満となる場合を含みます。)には、原則として申込みをお断りしています。</u></p> <p>(略)</p> <p>・利払日は単位期間内に1回以上となるようにしてください。(ただし、<u>利払日が休日の場合に支払日を翌営業日とする契約を行う場合は、利息の計算日が単位期間内であれば、実際の利息の支払日が単位期間外になることは差し支えありません。</u>)</p> <p>(略)</p> <p>・<u>信用保証協会による信用保証が付された貸付けについても、総合特区利補を活用することは可能です。</u></p>

新	旧
<p>(削る)</p> <p><u>イ) 内閣府への事前確認 (要綱第 6 条第 2 項)</u></p> <p>申込書は、利子補給契約の基礎となるとともに、利子補給金の額の基礎となります。申込書の提出は貸付け後 5 日以内に行うことになっており、期間が短くなっています。なお、貸付け後 5 日目が休祝日に当たる場合はその翌営業日までに提出することとなります。</p> <p>(以下略)</p> <p><u>ウ) ~キ) (略)</u></p> <p>⑤ 利子補給金支給申請の手続</p> <p>i) 手続の概要</p> <p>(略)</p> <p>単位期間ごとの基準日、支給申請期間及び支給日の関係は次のとおりです。なお、単位期間については、上記④の iii) の<u>ウ)</u>の第一回目の単位期間の特例が適用される場合は、その期間が単位期間となります。</p> <p>ii) 手続書類 (規則第 24 条又は第 40 条、要綱第 8 条～第 10 条)</p> <p>支給申請の際には次の書類をご提出いただきます。</p> <p>ア)・イ) (略)</p> <p>ウ) <u>(利子補給 (変更) 契約時又は前回支給時から変更があった場合) 当該利子補給金に係る貸付契約書の写し及び当該貸付契約書に係る償還年次表</u></p> <p>エ) (略)</p> <p>オ) <u>(変動金利型かつ適用利率が 0.7%を下回る場合) 計算表</u></p> <p>カ) (略)</p> <p><u>申請書及び添付書類を電子メールで提出する場合には、PDF 形式の文書 (計算表は Excel 形式) を可能な限り ZIP ファイルにまとめてメール</u></p>	<p><u>・融資条件について不明の点は、内閣府までお問い合わせください。</u></p> <p><u>ウ) 内閣府への事前確認 (要綱第 6 条第 2 項)</u></p> <p>申込書は、利子補給契約の基礎となるとともに、利子補給金の額の基礎となります。申込書の提出は貸付け後 5 日以内に行うことになっており、期間が短くなっています。なお、貸付け後 5 日目が休祝日に当たる場合はその翌営業日までに提出することとなりますが、<u>このような申込書の提出が貸付け後 5 日目となる場合には、事前に内閣府に連絡してください。</u></p> <p>(以下略)</p> <p><u>エ) ~ク) (略)</u></p> <p>⑤ 利子補給<u>支給金</u>申請の手続</p> <p>i) 手続の概要</p> <p>(略)</p> <p>単位期間ごとの基準日、支給申請期間及び支給日の関係は次のとおりです。なお、単位期間については、上記④の iii) の<u>エ)</u>の第一回目の単位期間の特例が適用される場合は、その期間が単位期間となります。</p> <p>ii) 手続書類 (規則第 24 条又は第 40 条、要綱第 8 条～第 10 条)</p> <p>支給申請の際には次の書類をご提出いただきます。</p> <p>ア)・イ) (略)</p> <p>ウ) 当該利子補給金に係る貸付契約書の写し及び当該貸付契約書に係る償還年次表</p> <p>エ) (略)</p> <p>オ) <u>利子補給契約書の写し及び計算表</u></p> <p>カ) (略)</p> <p><u>書類は A 4 版両面印刷とし、ステープラーで綴じずにイ) からカ) の順番で、契約ごとにまとめて提出してください。本手続きについては、支給金額の確認</u></p>

新	旧
<p>に添付し、送信してください。紙で提出する場合には、A 4 版両面印刷とし、ステープラーで綴じずに<u>ウ)</u> からカ) の順番で、契約ごとにまとめて提出してください。なお、<u>ウ)</u> について、<u>利子補給契約の変更が必要となる貸付契約等の変更の際は、(支給申請時ではなく) その都度内閣府への報告が必要なことに留意してください。</u></p> <p>※注意点は次のとおりです。</p> <p>(削る)</p> <p>エ) (略)</p> <p>オ) 計算表 金利変動型の貸付契約で、適用利率が 0.7%を下回る場合は、「<u>利子補給金の額</u>」欄及び「<u>利子補給金適用前の支払金利</u>」欄が修正された計算表を提出してください。</p> <p>カ) (略)</p> <p>iii) (略)</p> <p>3. 利子補給金の支給後の手続 (略)</p>	<p><u>作業に必要なため、当面の間、郵送による提出にご協力ください。</u></p> <p>※注意点は次のとおりです。</p> <p><u>ウ) 当該利子補給金に係る貸付契約書の写し及び当該貸付契約書に係る償還年次表</u> 上記「<u>④利子補給契約の手続</u>」において添付した貸付契約書の写し及び償還年次表と同じもの(コピーで可)を添付してください。シンジケートローン等の単一の証書貸付でない貸付契約書の場合は、貸付日、貸付先、資金使途、貸付額、金利その他の条件等が記載されている資料を添付してください。また、利子補給対象とならない金額を含んだ貸付契約の場合、償還年次表は利子補給対象となる貸付分に係るもののご提出もお願いします。</p> <p>エ) (略)</p> <p>オ) <u>利子補給契約書の写し及び計算表</u> 利子補給契約書の写し及び上記④で提出いただいている計算表(コピーで可)を添付してください。変更契約が締結されている場合は、全ての変更契約分も併せて添付してください。</p> <p>カ) (略)</p> <p>iii) (略)</p> <p>3. 利子補給金の支給後の手続 (略)</p>